

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価(年度評価) 方針及び方法

平成19年3月23日

東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会 決定

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価(年度評価)は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」(平成19年3月23日 東京都地方独立行政法人評価委員会決定)を踏まえ、以下に示す基本方針及び方法により実施する。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 都民への説明責任を果たす。

2 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。業務実績報告書の様式は試験研究分科会が別に指定する。

(1) 業務実績報告

法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえて、年度計画に記載されている項目ごとに業務実績を検証し、業務実績報告書を作成する。作成にあたっては、年度計画各項目の業務実績を記載するとともに、達成状況を自己評価項目ごとにS、A、B、Cの4段階で評価する。

評語については、概ね以下の考え方を基準とする。

- S...年度計画を当初予定より大幅に上回って実施している。
- A...年度計画を当初予定どおり実施している。
- B...年度計画の実施状況が当初予定を下回っている。
- C...年度計画の実施状況が当初予定を大幅に下回っている。若しくは、年度計画を実施していない。

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に自己評価項目ごとに記載する。

- 特筆すべき優れた実績を上げた取組み
- 当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

(2) 項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリング及び必要に応じて各委員の要求により法人が提出する資料を基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

業務実績の評価

業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を評価項目ごとに次の4段階で評価する。なお、特筆すべき点があれば評価項目ごとにコメントを付す。

- 1...年度計画を順調に実施している。
- 2...年度計画を概ね順調に実施している。
- 3...年度計画を十分に実施できてない。
- 4...業務の大幅な見直し、改善が必要である。

研究に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等につ

いて、組織的・マクロ的な視点で行う。個別研究内容の評価は法人が行っている研究評価(外部評価・内部評価)によることとする。

(3) 全体評価

項目別評価等を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。

(例)

- 「～特筆すべき業務の進捗状況にある。」
- 「～優れた業務の進捗状況にある。」
- 「～概ね着実な業務の進捗状況にある。」
- 「～業務の進捗状況に遅れが見られる。」
- 「～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要」

なお、評価は、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題及び法人への要望等」の3つの観点で記述する。

(4) 評価結果の決定

評価結果の決定は以下のとおり行う。

試験研究分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果(案)を取りまとめる。

なお、取りまとめにあたっては、評価結果(案)の内容について法人に事実確認を求める。

評価結果(案)を基に、東京都地方独立行政法人評価委員会による審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

東京都地方独立行政法人評価委員会が、評価結果を知事に報告するとともに、法人に通知する。

(5) 評価スケジュール

事 項	時 期	
年度終了	3月末	年度事業の終了(法人)
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成(法人)
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出(法人) (年度終了後、3ヶ月以内に提出)
評 価	7月～8月	業務実績検証(法人とのヒアリング) 財務諸表検証(法人とのヒアリング) 評価結果(案)の作成、法人による事実確認 評価結果の決定(東京都地方独立行政法人評価委員会)
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告(評価結果報告)及び公表

3 その他

本評価方針及び方法については、各事業年度の業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、本分科会の審議を経て改正することができる。